社説

支那の近狀

世に支那の近狀ほど憐む可きものなし露西亞は既に其死命を制す可き大要求を提出し久しく傍觀し居たる佛朗西も遂に難題を擔ぎ出したり前後左右より迫まられて其始末に困却する有樣は恰も俗に云ふ馬に蹴られし蚯蚓が蟻に刺さるゝに異ならず自業自得、已むを得ざる厄運なれども支那政府の當局者にして今少く注意したらんには今日直に斯くまでの境遇には陷らざりしみとならん土耳其は夙に諸强國の垂涎する所にして屡々手を下したるものもあれども兎も角も今日まで國を維持して未だ滅亡に至らず又布哇の如きは吹けば飛ばんばかりの小國なれども尙ほ獨立を失はざるのみか時に强國を閉口せしむることさへなきに非ず支那帝國弱しと雖も必ずしも分割を免るゝの道なしと云ふ可らず其道とは即ち各國の均勢を利用して何れの國にも慾望の遂行を許さゞるに在り支那に對して野心を抱くは獨り露獨のみに非ず今日まで敢て發せざりし所以のものは只各國の睨合に由るとなれば一旦一國に許せば恰も蟻の甘に就くが如く我も〱と爭ひ來る可きは知れ切たることなり何故に支那政府は譯けもなく獨逸に膠州を與へたるか愚民の爲めに宣敎師が殺されたればとて土地の割讓を迫るとは無法至極にして各國の關係も寧ろ支那の方に在りしことなれば之を拒絕すること難きに非ず假令ひ列國は傍觀し而して獨逸は暴力を以て爭ふも術は恐るゝに足らず現にハインリッヒ親王殿下の新艦隊が支那に來るまでには石炭欠乏の爲めに種々の困難に遭ひ英國の木陰にて漸く目的地に逃したる所にて思はしき碇泊所もなく殆んど路頭に迷ふの姿なきに非ず兵を萬里の外に送るの難きを察す可し支那政府にして少しく氣力ありしならんには立派に獨逸の要求を斥け隨て今日の厄運を免れたることならんに其然らざりしは遺憾と云ふ可し過去のことは云ふも詮なしと雖も今日の事を處するにも矢張り此心得を以て進まざる可らず露西亞は旅順大連を望み佛國は雷州その他容易ならざる特權の讓與を迫まれり如何に此難題を始末す可きか斷じて拒絕すれば或は暴力を以て脅かすみともある可しと雖も一旦露に讓れば佛にも讓らざるを得ず佛露に讓れば英國は更らに大なる要求を提出するみとならん事みゝに至れば支那は眞實無主人國にして全く人の分取に任ずるものなれば何れの國も次第に慾望を逞うして遂に爲亡のポーランドたらしめざれば止まざる有樣[illegible]ろ男らしく拒絕して[illegible]英國は支那の獨立を[illegible]にして[illegible]國の要求にも佛朗西の難題にも共に反對するものなれば支那政府にして若しも斷然たる決心を以て事に當るに於ては露佛の野心を制することを敢て難きに非ず支那の爲めに計るに寧ろ大膽に構へて輕々しく讓歩せざるみそ得策なるに然るに近着の電報に據れば淸帝は當局大臣の側に對して露國もし暴力を以て迫まらば致方なし只成る可く讓與を少なくせんみとを勉む可きのみと答へたるよし而して其後の電報に據れば淸政府は遂に大連灣の永借を許さんみとを申し出でたりと云ふ果して眞ならば生地なきも亦甚だしと云ふ可し如何なる弱國と雖も何の抵抗をも試みず他の求むるがまゝにムザ〱割地を割くものはある可らず西班牙の如きは兵疲れ國帑空しきにも拘はらず猶ほ且つ米國に對して讓歩せず飽迄も其國權を擁護せんとす或は無謀の譏もあらんかなれども此氣槪ありてみそ國も立行くなれ若しも始めより一も二もなく屈從と決心せんには恰も柱なき家の如く忽ちにして顚覆せざるを得ず今や支那政府は退讓又退讓、如何なる無禮を加へらるゝも毫も抵抗の意なしと云ふ他國の野心いよ〱增長せざらんと欲するも得べからず老帝國の末路誠に憐むに堪へたり我輩の敢て弔する所なり

正誤 前號の社說十三行目「東京本支局の如き」の八字は六行目明治二十一年の上に入る可きものなり

電報

○印度の豫算 (時事新報ロイテル電報)

倫敦三月廿一日發

印度の豫算は爲替を十五片八分の三と定めて五千二百八十萬ルーピー不足を示せり印度事務大臣は英國に於て六百萬磅印度に於て三千萬ルーピーを借り入れ證券は千六百萬磅まで發行すべし (前號欄外再錄)

○英艦出入 (時事新報仁川電報)

仁川三月二十二日午前特發

英艦フェニックスは昨日入港しイフゼニアは本日出港す

○代議士會合

山形三月廿三日午前特發

縣下各區選出の新代議士は來る廿七日當市に會合し議案の打合を爲す筈なり

○當選訴訟

佐賀三月二十二日午前特發

第二區にて失敗せし松田正久氏は當選者松尾寬三氏に對し當選訴訟を提起する筈なり

○小室氏の祝宴

名古屋三月二十二日午後特發

本縣第二區選出の小室重弘氏は來る二十七日當選の祝宴を兼ねて慰勞會を開く筈なり

○山口岡崎二代議士

和歌山三月廿三日午前特發

山口、岡崎の二代議士昨日上京す

○北海道移住民

丸龜三月廿三日午前特發

[illegible]北海道へ移住の人民三百餘名小樽[illegible]出發す

○三十二聯隊軍旗祭

山形三月廿三日午前特發

[illegible]當地三十二聯隊にては來る廿九日軍旗祭執行の筈にて準備中なり

○再び淸國外債と北京電報に就て

前號にも記載したる如く去る二十日北京特派員より「外債は成立覺束なき模樣」との電報本社に達するや本社は其事の頗る重大なるを以て一方にては取敢へず號外を發して讀者に速報すると同時に一方にては北京特派員に打電して右の電報を發したる事情を照會する所ありしに一昨夜、別項電報欄內に揭げたるが如き返電に接したり同電に依れば露佛の對淸運動に源因して歐洲の經濟界に恐慌を來し爲めに淸國外債の募集に着手するも充分の結果を得難かる可しとの電報各所に達したるより北京にては一般に外債の成立如何を氣遣ひたるものと見えたり今回露佛が新に對淸運動を始めたるより端なく英國の反對を惹起し一時倫敦其他に於ても人心恟々、前途の成行如何を危懼せしめ倫敦の取引所などにても殆んど恐慌の姿を呈したる次第は嘗てロイテル電報にも見えたる所なり左れば列國外交掛引の中心點たる北京に於て以上の如き各所一樣の電報に接して加へて眼前の紛爭を目擊すると きは淸國外債の成立如何を氣遣ふも素より其所にして本社特派員が彼の如き電報を發したる當時の事情も自から察知せらるゝなり左れども斯る懸念は今や既に過去の事にして別項の如く北京特派員よりも右外債發行の旨を電報し來りたるに依て察すれば同地に於ても最早總ての疑惑一掃されたる事なる可し

○阿片令施行規則 (承前)

第三章 阿片煙吸食器具

第二十七條 阿片煙吸食器具ヲ製造販賣セントスル者ハ地方廳ニ願出テ阿片煙吸食器具製造販賣特許鑑札ヲ受クヘシ

第二十八條 前條ノ鑑札ヲ受ケタル者ハ特許料一箇年金六圓ヲ納ムヘシ

第二十九條 阿片煙吸食器具ノ請賣ヲ爲サントスル者ハ地方廳ニ願出テ阿片煙吸食器具請賣特許鑑札ヲ受クヘシ

第三十條 前條ノ鑑札ヲ受ケタル者ハ特許料一箇年金三圓ヲ納ムヘシ

第三十一條 第二章及第三章ノ特許料ハ前年十二月二十五日限リ之ヲ納ムヘシ但新ニ開業スル者ハ特許鑑札ヲ受ケタルトキ其年分ノ特許料ヲ納ムヘシ其十二月二十六日以後ニ係ルモノハ其年及翌年分ヲ同時ニ納ムヘシ

第三十二條 阿片煙吸食器具製造販賣人及請賣人ハ帳簿ヲ製シ日々製造シ及賣買シタル器具ノ種類箇數及賣買人ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

第四章 雜則

第三十三條 各特許鑑札ヲ毀損亡失シ及轉居改氏名等ノ爲鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄警察官署又ハ指定サレタル官署ヲ經テ鑑札ノ書換又ハ再下付ヲ地方廳ニ願出ヘシ但亡失ノ場合ヲ除ク外鑑札ヲ添付スヘシ

他管轄地ヘ轉住シタル場合ハ新管轄廳ヘ其旨屆出テ新管轄廳ニ鑑札ノ書換ヲ願出ヘシ

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ鑑札ノ書換又ハ再下付ヲ受クル際特許營業者ハ金五十錢ヲ阿片煙膏購買吸食特許者ハ金十五錢ヲ納ムヘシ

第三十五條 第三十三條ノ場合ニ於テ警察官署又ハ指定サレタル官署ハ特許鑑札ノ再下付マテ假鑑札ヲ下付スルコトヲ得假鑑札ハ特許鑑札ト同一ノ効力ヲ有ス

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ地方廳ニ願出テ特許鑑札ヲ返納スヘシ但死亡ニ係ルトキハ其相續人又ハ死者ノ財産ヲ管理スル者ヨリ返納スヘシ

一 阿片煙膏購買吸食特許鑑札ヲ受ケタル者死亡シ又ハ購買吸食ヲ廢止シタルトキ

二 阿片煙膏請賣人阿片煙吸食器具製造販賣人又ハ請賣人廢業シ又ハ死亡シタルトキ

第三十七條 [illegible]

第三十八條 各本條ニ依リ鑑札ヲ受ケタル者死亡廢業等ノ場合ニ於テ現存スル阿片煙膏粉末阿片又ハ阿片煙吸食器具ハ三十日以內ニ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ特許營業者ニ賣渡スヘシ但死亡ニ係ルトキハ其相續人又ハ死者ノ財産ヲ管理スル者ニ於テ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十九條 特許營業人ハ前條ニ依リ阿片煙膏粉末阿片又ハ阿片煙吸食器具ノ買收ヲ請フ者アルトキハ相當代價ヲ以テ之ヲ買收スヘシ

第四十條 特許營業人阿片ニ關スル犯罪若ハ營業上不正ノ行爲アルトキハ其營業ヲ停止若ハ禁止スルコトアルヘシ

第四十一條 第二章第三章ノ特許料ヲ其期限內ニ納メサルトキハ特許ノ效ヲ失フモノトス

第五章 罰則

第四十二條 知事島司ハ阿片取締細則ヲ設クルコトヲ得

第四十三條 第五條第六條第十條第十六條第二十三條第二十四條ニ背キタル者及各特許鑑札ヲ他人ニ貸與シタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮又ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條 第十二條第十三條第十七條第十八條第二十五條第二十六條第三十二條第三十八條ニ背キタル者及第三十九條ニ違背シ故ナク買收セサル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

(完)

○辭令

廣島衞戍病院長陸軍二等軍醫正 宇井 英雄
廣島豫備病院長兼勤被免
金澤衞戍病院長陸軍二等軍醫 梶井 恒
廣島豫備病院長兼勤被仰付
熊本衞戍病院長陸軍二等軍醫正 加藤
補臺北衞戍病院長 陸軍二等軍醫正 柴田 勝央
補臺南衞戍病院長 陸軍三等軍醫正 後藤 鐵太郎
歩兵第二十一聯隊附陸軍三等軍醫正
免本職臺灣守備歩兵第二聯隊附陸軍三等軍醫正 西原 政德
臺南衞戍病院長專務取扱兼勤被免
補臺灣守備歩兵第二聯隊附 陸軍三等軍醫正 長尾 收一
補歩兵第二十三聯隊附 陸軍三等軍醫正 土屋 淳介
補歩兵第七聯隊附 陸軍三等軍醫正 木村 康齋
(以上三月廿一日)

○旭川聯隊區の事務

第七師管の新設聯隊區なる旭川聯隊區の事務は司令部の設置せらるゝまで札幌聯隊區に於て執行する旨陸軍省は布令せり

○犯罪の美術 (五十四)

臘峰 譯

件の懇を帶びて立ち歸らんとするを、須藤は見て流石に驚き、「イヤ、先づ暫く」と、還て差し留めつゝ、

「それ程確に、貴方が盜賊の行はれると云ふ事を、お信じなさるなら、私も最早彼れ是れ、苦情を申しますまい。謹んで御忠言に從ひましやうが、それは一體、何うすれば宜いのですか、今日の宴會でも延期しますかネ。」

倘だ心れく樣なれども、先方の斯く云ふにぞ、件も暫時くその腰を据ゑ、

「イヤ、それには及びますまい、先程も一寸申し上げました如く、私の參ります事をさへ、お許し下されば、それで宜しいかと存じます。私はその怪しい男を、充分に承知致して居りますから、その男が參りますれば、絕えず私はその男に、目を着けて居ります。尤もこの事は貴方に於て、堅く秘して貰はなければ成りませぬ。倘は出來ます事なら、貴方は全でそんな事を、御承知なさら無いと云ふ樣な風で、居て戴き度いものです。左樣で御座りませんと、何うかすると貴方の御樣子で、當人が露顯はれたと、氣取るみとがあるかも知れません。」

「如何にも御尤で御座ります。無論さうで無ければ成らないでしやう。宜しう御座ります。承知致しました。それで貴方がお出に成るな

ら、矢張り[illegible]
ない。四十七[illegible]
たが御座[illegible]
れ召しなさる[illegible]
「有り難う御[illegible]
ー、衣裝まで[illegible]
結構で御座[illegible]
「何うかして[illegible]
か、あるかゑ[illegible]
警備に造らせ[illegible]
く、れ使ひな[illegible]
を頂戴致しま[illegible]
ーハ、ア伴[illegible]
頭から初めま[illegible]
出懸け下さい[illegible]
私は美兵衞[illegible]
ー。」

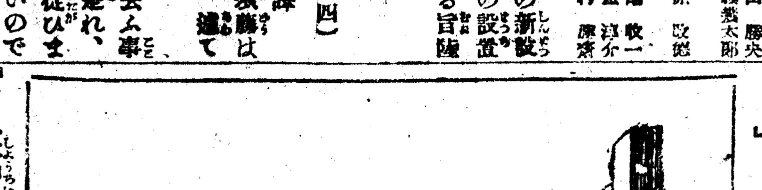

「ハイ、承知致[illegible]
と伴は忙はし[illegible]
しと、漸くそ[illegible]
座に滿足の意[illegible]
七士とて、四[illegible]
裝をなすには[illegible]
また今更らの[illegible]
らば我の、その[illegible]
なか〱に[illegible]
ふなりけり。
夜は八時と云[illegible]
を着け面を着[illegible]
九時過ぎて、[illegible]
鐵齋夫婦は、[illegible]
拶をすなる[illegible]
の紋、染め[illegible]
り。村瀨[illegible]
ありて、戸田[illegible]
主人は、戸田[illegible]
は進へ入るゝ[illegible]